

## 認定歯科衛生士・指導歯科衛生士 審査方法変更のお知らせ

2026 年度より、認定歯科衛生士および指導歯科衛生士の審査方法が以下の通り変更となりますのでお知らせいたします。

変更のポイント

### 【認定歯科衛生士】

現行の歯周炎患者 5 症例提示から、ステージⅡ以上の歯周炎患者 1 症例提示に変更となります。

これまでの口頭試問に代わり、筆記試験が導入されます。

### 筆記試験について

開催日程：年次大会前日の金曜日午前中

予定開催場所：年次大会会場

開催頻度：筆記試験は年に 1 回のみとなりますのでご注意ください。

内容 マークシート形式による客観試験（40 問）

\* 申請後、先に筆記試験のみを受験し、書類審査の症例提出は次回以降でも可となります。

筆記試験の合格有効期限はありません。

ただし、筆記試験受験申請時および症例審査申請時には、それぞれ応募条件を満たしている必要があります。（認定歯科衛生士制度施行細則 第 2 条）

### 【指導歯科衛生士】

現行の「中等度以上の慢性歯周炎症例、若しくは侵襲性歯周炎症例、特殊な歯肉炎症例」から、ステージⅡ以上の歯周炎患者 5 症例提示に変更となります。

症例免除の規定は従来通り適用されます。

1 症例に関する口頭試問が導入されます。

### \* 移行制度について

新制度への移行に伴い、指導歯科衛生士の審査につきましては、2026 年度より 3 年間で暫定期間とします。

本期間中は、指導歯科衛生士の審査方法を以下のとおり一部緩和いたします。

- ・ 応募資格である、「認定歯科衛生士認定後、継続して 5 年以上の正会員または準会員 B を有する者」については、3 年以上に短縮いたします。
- ・ 提出症例数は 3 症例といたします（免除は 2 症例まで）。
- ・ 口頭試問は免除いたします。

なお、申請手続きはこれまで通り年に 2 回実施されます。

本変更に関するご質問は、事務局までお問い合わせください。